

## 大竹市通所型サービス A の人員，設備及び運営に関する基準等を定める要綱

(平成 29 年大竹市告示第 12 号)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は，介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 63 の 6 に基づき，介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業のうち，大竹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 2 月 1 日制定。以下「実施要綱」という。）第 4 条第 1 号イ（イ）に規定する通所型サービス A（以下「通所型サービス A」という。）に係る人員，設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は，法，省令，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。），地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施要綱において使用する用語の例による。

### (指定申請者の要件)

第 3 条 大竹市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定に関する要綱（平成 29 年 2 月 1 日制定）第 3 条に規定する申請ができる者は，法人とする。

### (第 1 号通所事業の一般原則)

第 4 条 第 1 号通所事業者（法第 115 条の 45 の 3 の規定により指定事業者の指定を受けて第 1 号通所事業を行う者をいう。以下同じ。）は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第 1 号通所事業者は，第 1 号通所事業を運営するに当たっては，地域との結びつきを重視し，地域包括支援センター，市その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### (基本方針)

第 5 条 通所型サービス A の事業は，その利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，必要な支援を行うことにより，利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

### (従事者の員数)

第 6 条 通所型サービス A の事業を行う者（以下「通所型サービス A 事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービス A 事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下「通所型サービス A 従事者」という。）の員数は，通所型サービス A の単位ごとに，当該通所型サービス A を提供している時間帯に通所型サービス A 従事者（専ら当該通所型サービス A の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数

の合計を当該通所型サービス A を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 10 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- 2 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の単位ごとに、通所型サービス A 従事者を、常時 1 人以上当該通所型サービス A に従事させるものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、通所型サービス A 従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス A の単位の従事者として従事することができるものとする。
- 4 前各項の通所型サービス A の単位は、通所型サービス A であつてその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 通所型サービス A 事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所型サービス（従前相当）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所型サービス（従前相当）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項から第 7 項まで、指定地域密着型サービス基準条例第 59 条の 3 第 1 項から第 7 項まで又は大竹市通所型サービス（従前相当）の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年 2 月 1 日制定）第 6 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

（管理者）

第 7 条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くものとする。ただし、通所型サービス A 事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービス A 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 通所型サービス A 事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所型サービス（従前相当）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス A の事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所型サービス（従前相当）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該指定通所介護事業所、当該指定地域密着型通所介護事業所又は当該通所型サービス（従前相当）事業所に管理者を配置していることをもって、前項の管理者を配置しているとみなすことができるものとする。

（設備及び備品）

第 8 条 通所型サービス A 事業所は、通所型サービス A の提供に必要な場所並びに設備及び備品を備えるものとする。

- 2 通所型サービス A の提供に必要な場所の面積は、3 平方メートルに利用定員を乗

じて得た面積以上とする。

- 3 通所型サービス A 事業所に備えた設備及び備品は，専ら当該通所型サービス A の事業の用に供するものとする。ただし，通所型サービス A の提供に支障がない場合は，この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（通所型サービス A 事業者が当該通所型サービス A に備えた設備を利用し，夜間及び深夜に通所型サービス A 以外のサービスを提供する場合に限る。）には，当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 通所型サービス A 事業者が指定通所介護事業者，指定地域密着型通所介護事業者又は通所型サービス（従前相当）に係る指定事業者の指定を併せて受け，かつ，通所型サービス A の事業と指定通所介護，指定地域密着型通所介護又は通所型サービス（従前相当）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は，指定居宅サービス等基準第 7 条第 1 項に規定する設備に関する基準，指定地域密着型サービス基準条例第 59 条の 5 第 1 項から第 3 項まで又は大竹市通所型サービス（従前相当）の人員，設備及び運営に関する基準等を定める要綱第 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができるものとする。

（内容及び手続の説明並びに同意）

第 9 条 通所型サービス A 事業者は，通所型サービス A の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，第 25 条に規定する運営規程の概要，通所型サービス A 従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（提供拒否の禁止）

第 10 条 通所型サービス A 事業者は，正当な理由なく通所型サービス A の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第 11 条 通所型サービス A 事業者は，当該通所型サービス A 事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な通所型サービス A を提供することが困難であると認めた場合は，当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡，適当な他の通所型サービス A 事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第 12 条 通所型サービス A 事業者は，通所型サービス A の提供を求められた場合は，当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要支援認定の有

無、事業対象者の該当の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者該当期間を確認するものとする。

- 2 通所型サービス A 事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所型サービス A を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第 13 条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の提供の開始に際し、第 1 号通所事業の対象者でない利用申込者については、要支援認定又は事業対象者の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 通所型サービス A 事業者は、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年大竹市条例第 28 号）第 31 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(介護予防支援事業者等との連携)

第 15 条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 2 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(第 1 号事業支給費の支給を受けるための援助)

第 16 条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市長に対して届け出ること等により、第 1 号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、

介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行うものとする。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 通所型サービス A 事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービス A を提供するものとする。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 通所型サービス A 事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第19条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A を提供した際には、当該通所型サービス A の提供日及び内容、通所型サービス A について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料等の受領)

第20条 通所型サービス A 事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービス A を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービス A に係る第1号事業費用基準額（実施要綱第10条の規定によりサービスの種類ごとに算定された第1号事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から、当該通所型サービス A 事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービス A 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービス A に係る第1号事業費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービス A 事業者は、前2項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービス A において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 通所型サービス A 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 通所型サービス A 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス A に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所型サービス A の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(利用者に関する市への通知)

第22条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに通所型サービス A の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 通所型サービス A 従事者は、現に通所型サービス A の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(管理者の責務)

第24条 通所型サービス A 事業所の管理者は、通所型サービス A の利用の申込みに係る調整、当該事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 通所型サービス A 事業所の管理者は、当該通所型サービス A 事業所の従事者にこの要綱の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第25条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービス A の利用定員
- (5) 通所型サービス A の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第26条 通所型サービス A 事業者は、利用者に対し適切な通所型サービス A を提供できるように、通所型サービス A 事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A 事業所ごとに、当該通所型サービス A 事業所の従事者によって通所型サービス A を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A 従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第27条 通所型サービス A 事業者は、利用定員を超えて通所型サービス A の提供を行ってはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第28条 通所型サービス A 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 通所型サービス A 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 通所型サービス A 事業者は、当該通所型サービス A 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(掲示)

第30条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所の見やすい場所に、第25条に規定する運営規程の概要、通所型サービスA従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第31条 通所型サービスA事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

2 通所型サービスA事業者は、当該通所型サービスA事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 通所型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第32条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 通所型サービスA事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(苦情処理)

第34条 通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 通所型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 通所型サービスA事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告するものとする。

5 通所型サービスA事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条



第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 6 通所型サービス A 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携)

第35条 通所型サービス A 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービス A に関する利用者からの苦情に関して市長等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市長が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第36条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 通所型サービス A 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

- 3 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 4 通所型サービス A 事業者は、第8条第4項の通所型サービス A 以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第37条 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A 事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービス A の事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第38条 通所型サービス A 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 通所型サービス A 事業者は、通所型サービス A の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 介護予防サービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第22条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(通所型サービス A の基本取扱方針)

第39条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
- 3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
- 4 通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。
- 5 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第40条 通所型サービスAの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防通所サービス計画」という。)を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- (4) 通所型サービスA事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (5) 通所型サービスA事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所サービス計画を利用者に交付するものとする。
- (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う

ものとする。

- (8) 通所型サービス A の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 通所型サービス A 事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 3 月に 1 回は、当該介護予防通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防通所サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 通所型サービス A 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するものとする。
- (11) 通所型サービス A 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第 1 号から第 10 号までの規定は、前号に規定する介護予防通所サービス計画の変更について準用する。

（通所型サービス A の提供に当たっての留意点）

第 4 1 条 通所型サービス A の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うものとする。

- (1) 通所型サービス A 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービス A の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 通所型サービス A 事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能改善サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 通所型サービス A 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第 4 2 条 通所型サービス A 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従事者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 通所型サービス A 事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための

環境整備に努めるものとする。

- 3 通所型サービス A 事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めるものとする。
- 4 通所型サービス A 事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第43条 この要綱に定めるもののほか、当該通所型サービス A に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 12 日告示第 97 号)

この要綱は、平成 30 年 6 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。